

平成 20 年 9 月 30 日

お客様 各位

本人確認に関するお願い

平素は、当 J A をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当 J A では、本人確認に関する法律により、個人のお客様に関して、窓口で 2 0 0 万円を超える現金の受払い等の際に本人確認を実施させていただいておりますが、大切なお客様の貯金を不正な払戻し等の犯罪からお守りするために、更なる本人確認の厳格化を図るべく、平成 20 年 9 月 30 日 (火) より、1 0 0 万円以上の払戻しについては、本人確認のため証明書類の提示をお願いすることとなりましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※ 証明書類

運転免許証、各種保険証、国民年金手帳 等

※ 証明書類の提示がいただけない場合については、払戻しをお受けできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

J A 安芸